

## 特別警報発令時における児童の登下校について(確認)

気象業務法の改正により、「特別警報」が創設され、平成25年8月30日より運用開始となりました。これは、大規模な災害発生が緊迫していることを伝え、迅速な避難行動を呼びかけるものです。

それに伴い学校でも特別警報が発表された場合は、児童の登下校について下記のような対応をしますので、ご了解ください。

- 1 児童の**登校する以前**に名古屋地方気象台から**特別警報が発表されている場合**
  - ア **登校させない。**
  - イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
  
- 2 児童の**登校後**に名古屋地方気象台から**特別警報が発表された場合**
  - ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに**児童の生命及び安全を確保する最善の対応**（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
  - イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

### 特別警報の発表基準

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

### <特別警報発表時の対応の原則>

“ただちに命を守る行動をとる！”